

市町村コード
1 3 2 2 8 4
東京都
あきる野市

法人市民税領収証書



口座番号		加入者										
00170-3-961299		あきる野市会計管理者										
〒所在地												
法人名												
様												
年度	☆ 処 理 事 項	管理番号										
事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間 申 告 区 分												
から		まで										
()		()										
法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
合計額	04											
納期限	令和 年 月 日	領 収 日 付 印										
上記のとおり領収しました。												
○この納付書は、3枚1組となっていますので、切り離さずに提出してください。												

(納税者保管)

市町村コード
1 3 2 2 8 4
東京都
あきる野市

法人市民税納付書(原符)



口座番号		加入者										
00170-3-961299		あきる野市会計管理者										
〒所在地												
法人名												
様												
年度	☆ 処 理 事 項	管理番号										
事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間 申 告 区 分												
から		まで										
()		()										
法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
合計額	04											
納期限	令和 年 月 日	領 収 日 付 印										
日 計	口 円											
上記のとおり納付します。												

(金融機関保管)

市町村コード
1 3 2 2 8 4
東京都
あきる野市

法人市民税領収済通知書



口座番号		加入者										
00170-3-961299		あきる野市会計管理者										
〒所在地												
法人名												
様												
年度	☆ 処 理 事 項	管理番号										
事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間 申 告 区 分												
から		まで										
()		()										
法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
合計額	04											
納期限	令和 年 月 日	領 収 日 付 印										
指定金融機関名 (取りまとめ店)	りそな銀行あきる野支店											
取りまとめ店	ゆうちょ銀行東京貯金事務センター (千330-9794)											
上記のとおり通知します。												

(あきる野市保管)

◎納付場所

あきる野市役所
あきる野市役所五日市出張所

- 次の金融機関の本・支店
・あきる野市指定金融機関派出所(あきる野市役所内)
・りそな銀行
・西武信用金庫
・青梅信用金庫
・多摩信用金庫
・秋川農業協同組合
・みずほ銀行
・三井住友銀行
・埼玉りそな銀行
・きらぼし銀行
・山梨中央銀行
・大東京信用組合
・中央労働金庫
・東京都信用農業協同組合連合会及びその会員である農業組合
・東京都、山梨県及び関東各県に所在するゆうちょ銀行及び郵便局

※ゆうちょ銀行及び郵便局は納期限内の取扱いのみとなります。

※新たな指定、取消し、名称変更等により変わる場合があります。

◎お問い合わせ先

申告等について
課税課市民税係
042-558-1111
内線2432～2434

納税について
徴税課
042-558-1111
内線2441～2444

◎延滞金

納期限までに税金を納付しない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額に年14.6%(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を本税に加算します。

ただし、当分の間、延滞金の割合は、各年の延滞金特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。